

地方創生テレワーク推進プロモーション事業 業務委託仕様書

1 業務の目的

コロナ禍を契機として、大都市圏等の企業が地方へ活動の場を移し、テレワークにて業務に従事する流れが広がっている。この動きを捉え、地方でのテレワークやワーケーションに関心を持つ企業等に向けて、本県のテレワーク環境等をPRするとともに、実際にトライアルしてもらうことで、今後の本県での継続的なテレワーク実施や、それをきっかけとしたサテライトオフィス誘致、または地方拠点設立につなげるなど、新たな企業立地の流れを生み出すことを目的とする。

2 業務の名称

地方創生テレワーク推進プロモーション事業

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月15日（水）まで

4 業務委託の内容

(1) 県内テレワーク環境の調査・プロモーションコンセプトの策定

県内におけるテレワークやワーケーション実施環境の現状調査や、地方でのテレワーク実施を検討している企業に対するヒアリング等のニーズ調査等を行い、本県での実施をプロモーションするためのコンセプトやキャッチコピー等を策定すること。

(2) PR用のコンテンツ制作

策定したコンセプトやキャッチコピーを基に、PRに用いるデザインや動画、音声等のコンテンツを制作すること。地方でのテレワークやワーケーション実施を検討している者、もしくは興味を持っている者が、本県での実施を意識するような効果があることや、実施検討の際に参考となるよう配慮すること。

(3) PR用コンテンツを活用したPR・情報発信

制作したPR用コンテンツを用いて、地方でのテレワークやワーケーション実施可能性がある都市圏の企業や個人に向けたPRや情報発信をメールマガジンやセミナー、オンラインイベント、WEB広告、SNS等を活用して行うこと。

(4) テレワーク及びワーケーショントライアル

本県でのテレワークやワーケーション実施に興味を持った企業等が、実際に来県してトライアルするための支援を行うこと。トライアルの企画・運営やテレワーク施設との調整、効果検証を目的とした参加企業へのアンケート調査等を実施すること。

ア 対象者

県が想定する参加対象者の主なターゲットは、以下のとおりとする。

- ① 地方でのサテライトオフィス設置を検討している東京圏の企業
(主にIT企業や製造業が望ましい)
- ② 地方でのテレワークやワーケーションに興味がある東京圏の企業

イ 参加目標人数

50名(延べ人数)

ウ トライアルの内容

- ・ トライアルは3回以上企画すること。また、各回とも実施場所に偏りが生じないようにすること。
- ・ 3泊4日以上での実施を基本とすること。
- ・ 本県ならではの特性・魅力を生かし、テレワーク施設の利用体験だけでなく、アクティビティ体験プログラムの実施、地元住民や県内ビジネス界のキーマンとの交流等、参加者が本県でのテレワーク実施のため再度来県したくなるような内容とすること。
- ・ その他、トライアルの趣旨に資するような内容があれば、積極的に提案すること。

エ トライアルにかかる経費

トライアルにかかる経費のうち、参加者にかかる下記の経費については、本委託業務の対象経費に含めてよいとする。ただし、トライアル期間における参加者の食事代については対象外とする。

- ① 交通にかかる経費(来県するための航空賃、県内移動にかかる費用等)
- ② 宿泊にかかる経費
- ③ テレワーク施設利用にかかる経費
- ④ 体験プログラム利用にかかる経費
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症感染防止にかかる経費
- ⑥ その他必要と認められる経費

(5) **事業実施報告書等の作成**

事業終了後、速やかに事業実施報告書を作成すること。事業実施報告書には、事業の実施状況や結果の集約及び分析等の内容を盛り込むこととする。

5 **事業実施報告書等の提出**

(1) **提出先**

宮崎県商工観光労働部企業立地推進局企業立地課（宮崎県庁 8 号館 3 階）

(2) **事業実施報告書**

履行期限までに事業実施報告書を提出すること。

・仕様：A 4 縦、横書き、左綴じ

(3) **成果物**

事業実施報告書提出時に、制作したデザインやコンテンツ等の成果物についても併せて提出すること。提出の際は、DVD-ROMに編集可能な電子データにて収録することとする。

6 **その他**

- ・ 本事業により新たに製作した制作物の著作権は宮崎県に帰属し、宮崎県はこれらが無償で自由に二次利用できるものとする。
- ・ 成果物の引き渡し後 1 年の間に、成果物に瑕疵があった場合は、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- ・ 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。
- ・ 本委託業務に係る書類・領収書等は契約締結後 5 年間は保存すること。
- ・ 本委託業務で得られた個人情報の取り扱いには十分に配慮すること。
- ・ 新型コロナウイルスの状況によっては、当該事業の実施について、延期や中止等の判断をする可能性があることから、適宜県の判断に従うこと。